

第57回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

直前3事業年度の財産および損益の状況	1頁
主要な拠点等	1頁
従業員の状況	2頁
主要な借入先の状況	2頁
その他企業集団の現況に関する重要な事項	2頁
株式の状況	3頁
新株予約権等の状況	4頁
責任限定契約の内容の概要	6頁
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	6頁
社外役員の状況	7頁
会計監査人の状況	9頁
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	10頁
会社の支配に関する基本方針	17頁
連結持分変動計算書	18頁
連結注記表	19頁
貸借対照表	39頁
損益計算書	40頁
株主資本等変動計算書	41頁
個別注記表	43頁
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	54頁
会計監査人の監査報告書	56頁
監査等委員会の監査報告書	58頁

(第57期 2023年4月1日から2024年3月31日まで)

シスメックス株式会社

上記事項につきましては、法令および定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第54期 2021年3月期	第55期 2022年3月期	第56期 2023年3月期	第57期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高(百万円)	305,073	363,780	410,502	461,510
営業利益(百万円)	50,010	67,416	73,679	78,382
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	31,905	44,093	45,784	49,639
基本的1株当たり当期利益(円)	50.91	70.29	72.94	79.27
資産合計(百万円)	424,895	483,707	531,074	618,920
資本合計(百万円)	306,089	349,053	388,356	432,897
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	486.96	554.94	617.56	692.94

- (注) 1. 連結計算書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成しております。
2. 当社は、2024年4月1日付で株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。第54期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

主要な拠点等（2024年3月31日現在）

（1）国内の主要な拠点等

本社：神戸市中央区
 支社：東京支社（東京都品川区）
 支店：東京支店（東京都品川区）、大阪支店（大阪府吹田市）、他
 工場：アイスクエア（兵庫県加古川市）、加古川工場（兵庫県加古川市）、西神工場（神戸市西区）、小野工場（兵庫県小野市）
 その他：テクノパーク（神戸市西区）、ソリューションセンター（神戸市西区）、他

（2）海外の主要な拠点等

第57回定期株主総会招集ご通知 事業報告 「I-2. ②重要な子会社の状況」をご参照ください。

従業員の状況（2024年3月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
10,042(898)名	542名 増（50名 減）

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,703(576)名	153名 増（34名 減）	42.4歳	12.7年

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

特筆すべき事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 598,688,000株
- (2) 発行済株式の総数 209,790,372株
- (3) 株主数 19,916名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,453千株	12.2%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,048	5.8
公益財団法人神戸やまぶき財団	12,000	5.7
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	11,830	5.7
有限会社中谷興産	10,519	5.0
家 次 和 子	6,094	2.9
和 田 妙 子	6,094	2.9
ル ソ 一 ル 株 式 会 社	4,750	2.3
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,301	2.1
中 谷 忠 子	4,012	1.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式（447,644株）を控除して計算しております。なお、従業員自社株保有制度（ESOP）の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する株式1,509千株については、自己株式に含めておりません。
2. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数1,197,376,000株増加し、1,796,064,000株となりました。
3. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は419,580,744株増加し、629,371,116株となりました。

新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

		第4回新株予約権
発行	決議日	2019年8月28日
新株予約権の数		56,098個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 560,980株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 72,950円 (1株当たり7,295円)
権利行使期間		2021年9月21日から 2027年9月20日まで
行使の条件		(注)2
役員および従業員等の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 10,810個 目的となる株式数 108,100株 保有者数 6名
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
当社従業員	当社従業員	新株予約権の数 30,348個 目的となる株式数 303,480株 保有者数 193名
	子会社の役員および従業員	新株予約権の数 14,740個 目的となる株式数 147,400株 保有者数 79名

- (注) 1. 新株予約権の行使に際しては財産を出資（新株予約権1個当たり72,950円）することを要する。
2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社もしくは当社子会社の取締役、監査役を任期満了に

より退任した場合および従業員を定年により退職した場合は、退任および退職後2年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとする。

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数および金額で記載しております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員および子会社の取締役、監査役、ならびに当社および子会社の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることになります。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

社外役員の状況

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役高橋 政代氏は、株式会社ビジョンケアの代表取締役社長であります。当社と同社との間には研究開発の受託等の取引関係があります。また、同氏は、株式会社VC Cell Therapyの代表取締役社長であり、当社は同社が行った第三者割当増資および同社の発行する新株予約権付社債の引受を行っております。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役 高 橋 政 代	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。臨床医・研究者としての国内外における研究開発や医療倫理等の豊富な知見と見識および女性経営者としての視点に基づき、取締役会において、議案の審議に必要な発言を適宜行うなど、経営監視機能を發揮し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役 太 田 和 男	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。グローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、議案の審議に必要な発言を適宜行うなど、経営監視機能を發揮し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役 福 本 秀 和	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。金融機関の経営者としての金融・財務会計、リスク管理などに関する知見の他、実業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、議案の審議に必要な発言を適宜行うなど、経営監視機能を發揮し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 橋 本 和 正	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。金融機関の経営者としての財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会および監査等委員会において、議案の審議に必要な発言を適宜行うなど、業務執行に対する適切な監査・監督を通じて、経営の健全性・透明性および監査・監督機能を確保するための役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 岩 佐 道 秀	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。企業経営等に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会および監査等委員会において、議案の審議に必要な発言を適宜行うなど、業務執行に対する適切な監査・監督を通じて、経営の健全性・透明性および監査・監督機能を確保するための役割を果たしております。

会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	160百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	185

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、シスメックス ヨーロッパ エスイーほか6社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しつつ報告を受け、また非監査業務の委託状況およびその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 上記の他、当事業年度に前事業年度の監査に係る追加報酬18百万円を当社より支払っております。

(3) 非監査業務の内容

基幹システム構築時の内部統制に係る助言業務などあります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任および不再任の決定の方針は以下のとおりとし、監査等委員会は、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性および総合的能力等を勘案し、監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査人の変更が妥当であると判断される場合

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針についての取締役会における決議内容は以下のとおりであります。（改定 2023年4月1日）

基本的な考え方

- イ. 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、すべての活動の拠り所となる考え方や進むべき方向性、価値観を明示したグループ企業理念「Sysmex Way」に基づき、ステークホルダーに対するShared Valuesを定めます。役職員はこのShared Valuesに基づいて、事業活動を行います。
- ロ. 当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を、組織が健全に維持されるための必要なプロセスとして、かつ、「Sysmex Way」の具現化による事業目的達成と企業価値向上を図るための基盤として、これを整備・活用します。
- ハ. 取締役会が以下の内部統制システムの基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況を確認し、適宜、必要に応じ見直しを行います。その実効性を高めるため、内部統制の総責任者である代表取締役社長を長とする内部統制委員会と内部統制の専任組織を設置し、内部統制システム全般の整備・運用を推進します。

※企業理念「Sysmex Way」：「Sysmex Way」は、シスメックスグループが社会に存立する意義（Mission）、大切にすべき価値観や経営姿勢（Value）、シスメックスグループで働く一人ひとりが遵守すべき心構え（Mind）で構成されています。また、「Shared Values」は、各ステークホルダーの皆様に対する具体的な提供価値を宣言しています。

①当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「Sysmex Way」とこれに基づくShared Valuesを制定し、グループ全体の事業を適正に推進します。取締役会が定めた内部統制システムの基本方針に沿って、内部統制委員会と内部統制の専任組織が中心となってグループ全体の内部統制全般の整備・運用を推進します。コンプライアンスやリスクマネジメントなど統制領域毎に、管理部門や委員会の設置やグローバルな関連規程等を制定し、グループとして事業を適正に推進する体制を整備し運用します。

主要な子会社には内部監査部門を配置し、当社の内部監査部門が、地域と全社の観点で当社グループ全体の監査活動を統括します。なお、当社は、関係会社管理に係る規程に基づき、子会社等関係会社の経営の主体性を尊重するとともに、関係会社の事業内容の定期的な報告を受け、重要案件に関する事前協議等を実施することにより、当社グループ全体の業務の適正を図ります。

②職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令遵守とともに、高い倫理観に基づいた正々堂々とした事業活動を行うことをコンプライアンスの定義としており、以下のとおり、その体制を整備します。

当社は、コンプライアンス違反を、社会的信用を失墜させる最も重要なリスクととらえ、当社グループ全体のリスク管理体制の下で、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを推進・強化します。また、当社グループの役職員に適用されるグローバルコンプライアンスコードを定め、教育・研修を通じてコンプライアンスを徹底します。さらに、内部通報制度の整備により、当社グループにおける法令または定款違反行為の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門によるコンプライアンス体制の監査等を行います。

③情報の保存および管理に関する体制

当社は、グローバル文書管理規程等を定め、これらに従って、取締役会およびその他の重要会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報を適切に保管および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を相当な期間維持します。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する全社的な体制を整備するため、リスク管理に係る規程に則り、当社グループの内部統制を統合的に管理する内部統制委員会が中心となってリスクの軽減等に取り組みます。内部統制委員会では、想定されるリスクを抽出し、重要なリスクを選定して、リスクに応じた責任部門を明確化し、当該部門と事業部門等のリスクオーナーによる対応策の整備を推進するとともに、当該対応策の実行状況を確認します。

⑤職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な経営の意思決定および職務執行の監督を行う機関として取締役会を位置づけております。当社は、執行役員制度を導入し、業務執行の意思決定スピードを高め、マネジメント機能を強化することにより、事業環境への迅速な対応を図ります。

また、組織規程、職務権限規程、関係会社管理に係る規程等に基づき、当社グループにおける意思決定手続を明確にして、効率的な業務執行を確保するとともに、グループ中期経営計画およびグループ年度経営計画を策定し、これらの進捗状況の定期的な確認と必要な対応を実施します。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、内部監査部門が監査等委員会の職務を組織的に補助します。

内部監査部門の使用人が監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に服するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、内部監査部門の使用人の人事（任命、異動、懲戒等）については、監査等委員会と事前協議を行います。

⑦監査費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行に必要な費用等を支弁するため、毎年、監査計画に応じた予算を設けます。また、監査等委員会の職務の執行に必要な追加の費用等が生じた場合も適切な手続にて処理します。

⑧監査等委員会への報告に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当社グループの役職員が、法令もしくは定款に違反する事実または当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項について、所定の規程・手続に従って、速やかに報告を受けます。

また、監査等委員は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社グループの取締役および使用人に報告を求めることができます。

当社は、当社グループの役職員が上記各報告をしたことを理由として、当該役職員につき解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

①当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「Sysmex Way」およびShared Valuesに基づいて事業活動を行うとともに、2020年4月に代表取締役社長を長とする内部統制委員会と内部統制の専任組織を設置し、整備・運用の強化を推進しています。

当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンスに関する規程や人権方針に基づいてコンプライアンスおよび人権尊重への取組みを推進し、コンプライアンス委員会において、グループ全体の活動を統括しています。また、役職員に対して、社内研修等を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施し、法令の内容やその変更を周知することで、法令や定款を遵守するための取組みを行っています。

当社は、グループ全体に適用されるリスク管理に関する規程に基づいて、定期的にリスクアセスメントを実施し、重要リスクの識別およびリスク対応策の検討を行い、責任部門または子会社がリスク対応策を実行し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

当社監査室および各地域の内部監査部門は、定期的に情報共有し、連携を図りながら、グループ全体の内部監査を実施しています。

当社は、グループ全体に適用される関係会社管理に関する規程を整備し、子会社から事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な業務執行については、当社の事前承認を得ることにより、管理・監督を行い、業務の適正を図っております。

②職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要事項の審議・施策の推進を行い、グループ全体の活動を統括しています。

また、グループ全体に適用されるコンプライアンスに関する規程およびコードを定め、当社およびグループ会社にコンプライアンス責任者を設置するとともに、具体的な行動指針を示す教育資料を作成し、役職員に周知しています。

加えて、海外グループ会社を含めたグループ全従業員が直接グループのコンプライアンス統括責任者に通報できる内部通報窓口を設け、通報者の保護を確保しつつ、内部通報に対処しています。

さらに、当社監査室はコンプライアンス体制の整備および運用状況を監査し、代表取締役社長および監査等委員会に報告しています。

③情報の保存および管理に関する体制

当社は、グループ全体に適用される文書管理に関する規程および情報セキュリティに関する規程等を定めています。加えて、情報管理に関する規程に基づき、各地域の情報セキュリティ地域責任者を任命するとともに、具体的な実務を行うための教育資料を作成し、役職員に周知しています。

また、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、決裁書等は、規程に基づき保管および管理し、定められた期間に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

さらに、グループで保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ委員会を設置し、全地域へのセキュリティ対策を推進しています。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する規程を定め、グループ全体の体制を整備しています。

また、定期的にリスクアセスメントを実施し、内部統制委員会にて、グループの重要リスクの識別およびリスク対応策の検討を行い、その実行状況を確認しています。

なお、当社は、子会社のリスクマネジメントの実施状況の把握に努め、必要に応じて支援を行い、体制の強化に取り組んでいます。

当社は、役職員に対して、社内研修等を通じて、リスクマネジメントに関する教育を実施し、リスク対応への取組みを行っております。

また、地震等の災害に備えた事業継続計画を策定し、予防対策を推進するとともに、万一、災害が発生した場合に対応できるよう規程・マニュアル類の整備や定期的な訓練などを通じた改善を適時行い、体制の強化に継続的に取り組んでいます。

⑤職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名（うち、社外取締役3名）と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、活発な議論が行われています。

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行を監督しています。

また、取締役会に上程される議案は、グローバル戦略会議や執行役員会議等の会議体における議論をもとに、迅速な意思決定がなされています。なお、組織規程、職務権限規程、稟議手続規程および手順書に従い、社内の重要事項は迅速かつ適切な決裁を受けています。グループ中期経営計画（3ヵ年計画）およびグループ年度経営計画（1ヵ年計画）において達成すべき目標を定め、定期的に進捗状況を確認しています。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を設けていませんが、当社監査室が監査等委員会事務局の任にあたるほか、監査等委員の監査活動の補助を行っています。

また、監査等委員は、定期的かつ必要に応じて随時、監査室と情報交換や協議を行い、連携を図っています。

⑦監査費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用について、必要な予算を確保し、速やかに処理しております。

⑧監査等委員会への報告に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、当社またはグループ会社の経営に重大な損失を与える事象が発生し、または発生する恐れがあると判断したときは、適切に監査等委員会に報告しています。

監査等委員は、取締役会に加えて重要会議に出席し、経営戦略、業績、重要な取引、その他の重要事項について報告を受けています。

また、監査等委員は稟議書や主要な会議体の議事録の閲覧権限が付与され、必要時には自ら情報収集を行っています。

当社は、役職員が内部通報したことにより、不利益な取扱いを行わないことを規定しています。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

今後とも持続的な企業価値向上による時価総額の増大、経営の透明性向上、IR活動推進による積極的な情報開示、継続的な株主還元策等を実施し、株主の皆様が魅力を感じる企業づくりを行ってまいります。

以上のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。
3. 比率は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。

連結持分変動計算書

(2023年4月1日から)
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
2023年4月1日残高	14,282	20,580	334,192	△314	18,925	387,665	690	388,356
当期利益	—	—	49,639	—	—	49,639	135	49,774
その他の包括利益	—	—	—	—	23,623	23,623	0	23,623
当期包括利益	—	—	49,639	—	23,623	73,262	135	73,397
新株の発行 (新株予約権の行使)	447	255	—	—	—	703	—	703
配当金	—	—	△17,579	—	—	△17,579	—	△17,579
自己株式の取得	—	—	—	△12,001	—	△12,001	—	△12,001
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	△266	—	266	—	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—	—	—	87	87
子会社の支配獲得に伴う 変動	—	△5	—	—	—	△5	△62	△67
子会社の支配喪失に伴う 変動	—	—	—	—	—	—	△0	△0
所有者との取引額合計	447	250	△17,845	△12,001	266	△28,882	25	△28,857
2024年3月31日残高	14,729	20,830	365,985	△12,315	42,814	432,045	851	432,897

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

子会社の数 78社

(1) 国内子会社 13社

(2) 在外子会社 65社

主要な在外子会社の名称

- ・シスメックス アメリカ インク
- ・シスメックス ヨーロッパ エスイー
- ・希森美康医用電子（上海）有限公司
- ・シスメックス アジア パシフィック ピーティーイー リミテッド

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 2社

主要な持分法適用会社の名称

- ・株式会社メディカロイド

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

(a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

(b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、資本性金融商品毎に、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初取得時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものではない場合、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な財務要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産のうち、株式及び債券は約定日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は取引日に当初認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 債却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合又は損失がほぼ確実に実現すると見込まれる場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、四半期毎に、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、以下の金額を減損損失として認識しております。

(i) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合

12か月の予想信用損失と同額

(ii) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で減損損失を認識しております。

予想信用損失の金額は、以下のように算定しております。

(i) 営業債権及びリース債権

- ・信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない資産

同種の資産の将来の予想貸倒率を帳簿価額に乗じて、予想信用損失を算定しております。

- ・信用リスクが当初認識時点から著しく増加している資産及び信用減損金融資産に該当する資産

回収見込額を個別に見積り、帳簿価額との差額をもって、予想信用損失を算定しております。

(ii) (i)以外の資産

- ・信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない資産

同種の資産の将来の予想貸倒率を帳簿価額に乗じて、予想信用損失を算定しております。

- ・信用リスクが当初認識時点から著しく増加している資産及び信用減損金融資産に該当する資産

回収見込額を個別に見積り、当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との差額をもって、予想信用損失を算定しております。

減損損失を認識した金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失は純損益として計上しております。また、将来回収できないことが明らかな金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額し、対応する貸倒引当金の金額を減額しております。

減損損失の認識後に減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を貸倒引当金を通じて純損益に戻し入れております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は公正価値で再測定されます。

連結会社は、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、為替予約等を利用してあります。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものはありません。従って、デリバティブ金融商品は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類しております。

⑤ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

⑥ 公正価値の測定

IFRS第13号「公正価値測定」では、公正価値を、その測定のために使われるインプット情報における外部からの観察可能性に応じて、次の3つのレベルに区分することを規定しております。

- ・ レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- ・ レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- ・ レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値測定のヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重大なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で認識しております。取得原価は主として平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

(i) 認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用の当初見積額が含まれております。

(ii) 減価償却

有形固定資産（土地等の償却を行わない資産を除く）は、見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～11年

工具、器具及び備品 2～15年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

開発活動における支出については、以下の全ての要件を立証できた場合に限り資産として認識し、その他の支出は全て発生時に費用として認識しております。

(i) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性

(ii) 無形資産を完成させ、更にそれを使用又は売却するという会社の意図

(iii) 無形資産を使用又は売却できる能力

(iv) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

(v) 無形資産の開発を完成させ、更にそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性

(vi) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

無形資産は、当該資産が使用可能になった日から、見積耐用年数にわたり、定額法で償却を行っております。

主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3～10年

開発費 3～20年

その他無形資産 2～22年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末において見直しを行い、必要に応じて改定しております。なお、商標権の一部については、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

(4) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しております。のれんの償却は行わず、毎期減損テストを実施しております。

被取得企業における識別可能資産及び負債は、取得日の公正価値で認識しております。企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にはその超過額がのれんとして認識され、下回る場合には純損益として認識されます。移転された対価は、移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で算定され、条件付対価の取決めから生じた資産又は負債の公正価値も含まれております。取得関連費用は、発生した期間において費用として認識しております。

(5) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）については、四半期毎に、資産又は資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき判断しております。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として純損益で認識しております。

過年度に減損損失を認識したのれん以外の資産又は資金生成単位については、四半期毎に、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しております。戻入の兆候がある場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行っております。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しております。

のれんの減損損失については、戻入を行っておりません。

(6) 引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金の金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

(7) 従業員給付の会計処理の方法

① 退職後給付

連結会社は、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

確定給付負債又は資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されます。この計算による資産計上額は、制度からの返還又は将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としております。確定給付制度債務は予測単位積増方式を用いて算定され、その現在価値は将来の見積給付額を割り引いて算定されます。割引率は、給付支払の見積時期及び金額を反映した期末時点の優良社債の市場利回りを参考して決定しております。

当期勤務費用及び確定給付負債又は資産の純額に係る利息費用の純額は純損益として認識しております。

過去勤務費用は、発生時に純損益として認識しております。

数理計算上の差異を含む確定給付負債又は資産の純額の再測定は、発生時に他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

② その他

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用として認識しております。

長期従業員給付については、従業員が過年度及び当年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(8) 収益

連結会社は、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

連結会社は検体検査機器及び検体検査試薬の販売、並びに関連するサービスの提供を行っております。上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約内容に応じて、契約の結合及び複数の履行義務の識別を行っており、顧客との契約において約束された対価から、値引きや割戻し等を控除した金額で取引価格を算定しております。その上で、算定された取引価格を区分した履行義務に配分し、収益を認識しております。

これらの契約の一部は、機器・試薬・保守サービスのいくつかを含んだ複数要素取引となっております。複数要素取引の取引価格をそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。また、顧客に対して財又はサービスを別個に販売するときの価格が直接的に観察できない場合には、取引実態を踏まえ、主に見積りコストにマージンを加えて独立販売価格を見積る方法又は複合取引の総額から他の財又はサービスの独立販売価格を控除した額により独立販売価格を見積る方法を用いて算定しております。

① 機器及び試薬の販売

機器及び試薬の販売の収益の認識については、顧客との契約内容に基づいて、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断した時点で、収益を認識しております。具体的には、所有権及びリスク負担が連結会社から顧客に移転する時点に応じて、船積日、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点などで収益を認識しております。

② 保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスに対する支配を一定の期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

製品の保守サービス等の収益は、主として移転される財又はサービスの総量に対する割合に基づいて収益を認識する方法（アウトプット法）で算出しております。なお、履行義務の充足前に顧客から対価を受け取る場合には、契約負債として認識しております。

これらの製品の販売やサービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の為替レートで、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートでそれぞれ換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の直物為替相場により円換算しております。超インフレ会計の詳細は「4. 会計方針に関する事項 (10) 超インフレの調整」に記載しております。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する換算差額の累計額は、処分時に純損益に振り替えております。

(10) 超インフレの調整

超インフレ経済下にある子会社の業績及び財政状態について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結計算書類に含めております。

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に期末日時点の測定単位に修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

のれんの評価

1. 連結計算書類に計上した金額

のれん 17,221百万円

2. その他の事項

のれんの減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は、資金生成単位又は資金生成単位グループ毎に当該資金生成単位又は資金生成単位グループの経営者が承認した1～5年度分の財務予算と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。減損テストで利用する財務予算には、製品の市場導入時期、新たに進出する国や市場での需要見通し、取り組み中の事業関連施策による効果、それらに基づく製品別、地域別の販売予測や関連費用の見積り等の仮定が含まれております。また、当該見積りは過去の実績に加えマーケットの将来予測等の外部情報を考慮しております。成長率は、資金生成単位又は資金生成単位グループが属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しております。割引率は、資金生成単位又は資金生成単位グループが属する市場もしくは国の税引前加重平均資本コストを基に算定しております。また、成長率及び割引率は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。不確実性が顕在化することにより、将来計画の見直しが必要になった場合や成長率及び割引率に重要な変動があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権(流動資産)	1,073百万円
--------------------	----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	142,485百万円
----------------------------	------------

4. 偶発負債

保証債務

当社は、当社の持分法適用会社による銀行借入に関して、債務保証を行っております。

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
株式会社メディカロイド	7,500	運転資金借入のための保証
合計	7,500	

(注) 当連結会計年度において、持分法適用に伴う負債5,149百万円を計上しております。

(連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度において、減損損失2,210百万円を認識しております。

当該減損損失は、主にEMEAセグメントに属するオックスフォード ジーン テクノロジー の企業結合により生じたのれんに係る減損損失1,360百万円、及び米州セグメントに属するシステムズ アイノスティクス インクの有形固定資産及び無形固定資産の減損損失 499百万円であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 209,790,372株

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,788	42.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	8,790	42.00	2023年9月30日	2023年12月4日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,792	42.00	2024年3月31日	2024年6月24日

(注) 1. 2024年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金63百万円が含まれております。
 2. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

5. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2019年8月28日開催の取締役会の決議によるストック・オプション

普通株式 560,980株

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

連結会社は、持続的成長による企業価値の最大化を実現するために、資本効率を向上させつつ、成長に向けた事業投資に備えた健全な財務体質を維持することを資本管理において重視しております。

なお、連結会社が適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理方針

連結会社は、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されております。これらのリスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

連結会社は、資金運用については主に安全性の高い短期的な預金等によることとし、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によることとしております。

また、デリバティブ取引については、これらのリスクを回避又は低減するために利用しており、実需の範囲で行う方針であり、取引権限や限度額を定めた社内規程に従い、財務部門が所定の決裁者の承認を得て取引を行い、定期的に期日別の残高を把握して管理しております。

(3) 信用リスク管理

当社は、債権について、債権管理に関する社内規程に従い、各営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。子会社についても、当社の債権管理に関する規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を大手の金融機関に限定しているため、信用リスクは小さいと判断しております。

保有する担保及びその他の信用補完を考慮に入れない期末日における信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額になります。

(4) 流動性リスク管理

当社は、営業取引等に基づく資金の収支及び設備投資計画に基づく支出予定を勘案して、財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元資金に不足が生じないように管理しております。当社の財務部門では、連結会社全体の資金収支の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(5) 市場リスク管理

① 為替リスク管理

当社は、外貨建債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、主に為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権、関係会社貸付金及び借入金に対する為替予約を行っております。

② 金利リスク管理

連結会社の金利リスクに晒されている金融商品は僅少であり、連結会社における金利リスクは軽微であります。

③ 市場価格の変動リスク管理

連結会社は、株式等について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

・帳簿価額及び公正価値

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。なお、公正価値が帳簿価額と一致又は近似している金融資産及び金融負債は含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
リース債権	30,413	29,701
債券	150	150
合計	30,563	29,852
負債		
長期借入金	29,000	29,001
その他	95	95
合計	29,095	29,097

(注) 長期借入金には連結財政状態計算書におけるその他の短期金融負債に含まれる1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

主な金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり決定しております。金融商品の公正価値の測定において、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な方法により測定しております。

① 営業債権及びその他の債権

リース債権の公正価値は、一定期間毎に区分した金額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。

② その他の金融資産

・株式等

市場性のある株式は、活発な市場における同一資産の市場価格に基づき公正価値を算定しており、レベル1に分類しております。

非上場株式及び出資金は、当社で定めた評価方針及び手続に基づき、投資先の純資産に基づく評価モデル等の適切な評価方法により公正価値を測定するとともに、評価結果の分析を行っており、レベル3に分類しております。

③ デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債

為替予約等は契約を締結している金融機関から提示された価格等に基づいて公正価値を算定しており、レベル2に分類しております。

④ 債券及び長期借入金

債券及び長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

上記以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

(2) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
株式等				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	2,882	2,882
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,100	—	4,950	9,051
デリバティブ金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	210	—	210
その他				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	539	—	1,409	1,948
合計	4,640	210	9,241	14,092
負債				
デリバティブ金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	69	—	69
合計	—	69	—	69

(注) 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、主に検体検査機器及び検体検査試薬の生産・販売、並びに関連するサービスの提供を行っております。国内においては当社が、海外においては米州、EMEA、中国及びアジア・パシフィックの各地域に設置した地域統括会社が、それぞれの地域特性に応じた包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、

「日本」、「米州」、「EMEA」、「中国」及び「アジア・パシフィック」の5つの所在地において計上する収益を売上高として表示しております。

顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、財又はサービスの種類別に分解した内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本	米州	EMEA	中国	アジア・パシフィック	合計
財又はサービスの種類別						
機器	17,993	29,154	29,287	15,030	9,493	100,959
試薬	37,260	53,138	80,065	81,657	28,721	280,843
保守サービス	8,771	28,532	13,474	7,296	3,370	61,446
その他	3,179	1,653	6,310	5,813	1,305	18,261
合計	67,205	112,479	129,137	109,797	42,891	461,510
顧客との契約から認識した収益	66,932	105,419	118,529	109,704	39,246	439,832
その他の源泉から認識した収益	272	7,060	10,607	93	3,644	21,678

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれております。

2. 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2023年4月1日	2024年3月31日
顧客との契約から生じた債権	118,416	148,386
契約資産	2,644	6,022
契約負債	14,469	16,591

契約資産は、主に機器、試薬、保守サービス等を組み合わせた様々な構成要素からなる複数要素取引について、報告日時点での物品又は役務の提供を完了しておりますが、契約上まだ請求していない取引の対価に関連するものであり、連結財政状態計算書においてはその他の流動資産に含めて表示しております。

契約負債は、主に顧客からの前受収益及び前受金に関連するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は14,160百万円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、充足していない履行義務に配分された取引価格及びその売上計上見込時期毎の内訳は、以下のとおりであります。

ただし、契約期間が1年以内の取引は含めておりません。また、顧客に請求する対価の額が、顧客に提供した価値と直接対応する契約も含めておりません。

(単位：百万円)

1年以内	18,119
1年超	32,850
合計	50,969

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 692円94銭
- 2. 基本的1株当たり当期利益 79円27銭
- 3. 希薄化後1株当たり当期利益 79円24銭

- (注) 1. 当社は、株式付与ESOP信託を導入しており、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定において、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数を期中平均株式数から控除しております。
2. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2024年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額の引き下げ及び株式の流動性向上により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年3月31日（日）を基準日として、同日の最終株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

なお、基準日である2024年3月31日（日）は休日のため、実質的には2024年3月29日（金）となります。

(2) 分割により増加する株式

株式分割前の発行済株式総数	: 209,790,372株
今回の分割により増加する株式数	: 419,580,744株
株式分割後の発行済株式総数	: 629,371,116株
株式分割後の発行可能株式総数	: 1,796,064,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日：2024年3月15日（金）

基準日 : 2024年3月31日（日）

効力発生日 : 2024年4月1日（月）

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の新株発行に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を、2024年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	7,295円	2,432円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

（変更箇所に下線を付しております）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 598,688,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,796,064,000</u> 株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日：2024年4月1日（月）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

なお、1株当たり情報に及ぼす影響は、「連結計算書類 連結注記表（1株当たり情報に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	148,883	流動負債	52,481
現金及び預金	24,401	買掛金	10,393
受取手形	1,956	電子記録債務	1,171
売掛金	59,057	短期借入金	13,717
リース投資資産	448	未払金	11,114
商品及び製品	23,179	未払費用	1,243
仕掛品	2,564	未払法人税等	8,667
原材料及び貯蔵品	9,005	契約負債	348
前払費用	2,886	返金負債	764
未収入金	11,569	賞与引当金	4,022
短期貸付金	10,712	役員賞与引当金	569
その他	3,103	製品保証引当金	200
貸倒引当金	△1	その他	268
固定資産	206,547	固定負債	35,052
有形固定資産	46,279	長期借入金	28,600
建物	23,768	退職給付引当金	200
構築物	797	役員退職慰労引当金	63
機械及び装置	1,697	債務保証損失引当金	5,226
工具、器具及び備品	7,923	長期預り保証金	444
土地	10,651	その他	516
リース資産	175	負債合計	87,534
建設仮勘定	1,266	純資産の部	
無形固定資産	68,077	株主資本	265,149
ソフトウェア	65,756	資本金	14,729
その他	2,320	資本剰余金	20,601
投資その他の資産	92,190	資本準備金	20,595
投資有価証券	7,769	その他資本剰余金	6
関係会社株式	40,110	利益剰余金	242,134
関係会社出資金	15,425	利益準備金	389
長期貸付金	12,343	その他利益剰余金	241,744
長期前払費用	1,662	試験研究積立金	9,800
前払年金費用	4,025	特別勘定積立金	283
繰延税金資産	15,287	別途積立金	27,715
差入保証金	856	繰越利益剰余金	203,945
その他	200	自己株式	△12,315
貸倒引当金	△5,493	評価・換算差額等	1,628
資産合計	355,431	その他有価証券評価差額金	1,628
		新株予約権	1,118
		純資産合計	267,897
		負債・純資産合計	355,431

損益計算書

(2023年4月1日から)
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	221,231
売上原価	95,819
売上総利益	125,411
販売費及び一般管理費	73,707
営業利益	51,703
営業外収益	15,084
受取利息及び配当金	6,056
為替差益	2,538
システム利用料収入	5,679
その他	809
営業外費用	820
支払利息	640
その他	180
経常利益	65,968
特別利益	28
固定資産売却益	13
新株予約権戻入益	15
特別損失	21,411
固定資産売却損	1
固定資産除却損	51
投資有価証券評価損	13
出資金評価損	700
関係会社株式評価損	12,955
債務保証損失引当金繰入額	5,226
貸倒引当金繰入額	2,463
税引前当期純利益	44,585
法人税、住民税及び事業税	16,946
法人税等調整額	△6,660
当期純利益	34,298

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	試験研究 積立金	特別勘定 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	14,282	20,147	6	20,153	389	9,800	249	27,715	187,259	225,414
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	447	447		447						
剰余金の配当									△17,579	△17,579
当期純利益									34,298	34,298
自己株式の取得										
特別勘定積立金の 積立							33		△33	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	447	447	—	447	—	—	33	—	16,686	16,719
当期末残高	14,729	20,595	6	20,601	389	9,800	283	27,715	203,945	242,134

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△314	259, 536	934	934	1, 326	261, 796
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		895				895
剩余金の配当		△17, 579				△17, 579
当期純利益		34, 298				34, 298
自己株式の取得	△12, 001	△12, 001				△12, 001
特別勘定積立金の 積立		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			694	694	△207	486
当期変動額合計	△12, 001	5, 613	694	694	△207	6, 100
当期末残高	△12, 315	265, 149	1, 628	1, 628	1, 118	267, 897

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品、製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 5～11年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～10年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

機器製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、当社内規に基づく要支給見積額を計上しておりましたが、2005年6月24日付で役員退職慰労金制度が廃止されたことにより、同日以降新規の引当計上を停止しております。従いまして、当事業年度末の残高は、現任取締役が同日以前に在任していた期間に応じて引当計上した額であります。

(7) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は検体検査機器及び検体検査試薬の販売、並びに関連するサービスの提供を行っております。上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約内容に応じて、契約の結合及び複数の履行義務の識別を行っており、顧客との契約において約束された対価から、値引きや割戻し等を控除した金額で取引価格を算定しております。その上で、算定された取引価格を区分した履行義務に配分し、収益を認識しております。

① 機器及び試薬の販売

機器及び試薬の販売の収益の認識については、顧客との契約内容に基づいて、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断した時点で、収益を認識しております。具体的には、所有権及びリスク負担が当社から顧客に移転する時点に応じて、船積日、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点等で収益を認識しております。

② 保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスに対する支配を一定の期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

製品の保守サービス等の収益は、主として移転される財又はサービスの総量に対する割合に基づいて収益を認識する方法（アウトプット法）で算出しております。なお、履行義務の充足前に顧客から対価を受け取る場合には、契約負債として認識しております。

これらの製品の販売やサービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ ロイヤリティ

ライセンスの供与による収益（売上高ベースのロイヤリティに係る収益）を認識しております。売上高ベースのロイヤリティに係る収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤリティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建金銭債権債務に係る為替予約等については、「金融商品に係る会計基準」による原則的処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・金利スワップ、為替予約等

ヘッジ対象・・・・・借入金、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引等）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替相場変動リスクの低減のため、対象資産・負債の範囲内でヘッジを行うこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（会計上の見積りに関する注記）

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

1. 計算書類に計上した金額

関係会社株式 40,110百万円

関係会社出資金 15,425百万円

2. その他の事項

関係会社株式及び関係会社出資金は、移動平均法による原価法を適用しており、株式等の実質価額と取得価額を比較して減損の要否を検討しております。株式等の実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として認識しております。

当該評価に用いる実質価額は、1株当たり純資産額を基礎として算定、又は連結計算書類ののれんの減損テストで利用した将来の財務予算に基づく使用価値から算定しております。のれんの減損テストにおける使用価値の見積りには、製品の市場導入時期、新たに進出する国や市場での需要見通し、取り組み中の事業関連施策による効果、それらに基づく製品別、地域別の販売予測や関連費用、成長率及び割引率等の仮定が含まれております。これらの仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変化が生じ、実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、中長期的な企業価値を高めることを目的に、システムズグループの従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「株式付与 ESOP 信託」（以下「本制度」）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を交付する仕組みであります。

当社は、翌事業年度以降、対象従業員に対し職務等に応じて毎年ポイントを付与し、定められた勤務期間を経て受益権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付いたします。対象従業員に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。当事業年度では、本制度で付与予定の当社株式を、取引所市場を通じて市場買付の方法で取得いたしました。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末11,999百万円、1,509,800株であります。なお、当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産減価償却累計額 50,571百万円
3. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容	摘要
システムズ アメリカ インク	2,424百万円	リース債務に対する保証	16,012千US\$
システムズ ヨーロッパ エスイー	452百万円	入札保証	2,770千EUR
希森美康医用電子（上海）有限公司	416百万円	入札保証	20,000千CNY
株式会社メディカルアイド（注）	2,273百万円	運転資金借入のための保証	—
合計	5,566百万円		

（注）債務保証額7,500百万円から債務保証損失引当金5,226百万円を控除した金額を記載しております。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	48,849百万円
長期金銭債権	12,343百万円
短期金銭債務	20,530百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	158,860百万円
仕入高	19,901百万円
営業取引以外の取引高	14,333百万円

3. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社が保有する株式会社メディカロイドの株式を減損したことによるものであります。

4. 債務保証損失引当金繰入額

債務保証損失引当金繰入額は、株式会社メディカロイドの債務保証について計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	447,492	1,509,952	—	1,957,444

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、株式付与ESOP信託による買い付け及び単元未満株式の買い取りによるものであります。
2. 当事業年度末日の自己株式数には、株式付与ESOP信託が所有する株式数1,509,800株が含まれております。
3. 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金	1,230
棚卸資産	425
未払事業税	555
未払費用	200
ソフトウェア	530
投資有価証券等	386
関係会社株式・出資金	8,905
税務上の繰延資産	1,442
貸倒引当金	1,680
債務保証損失引当金	1,598
その他	633
繰延税金資産小計	<u>17,588</u>
評価性引当額	<u>△45</u>
繰延税金資産合計	<u>17,542</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,231
土地	△248
その他有価証券評価差額金	△717
その他	△57
繰延税金負債合計	<u>△2,254</u>
繰延税金資産の純額	<u>15,287</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4
外国税額控除	△0.4
試験研究費税額控除	△4.2
賃上げ促進税制による税額控除	△1.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>23.1</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任(人)	事業上の関係				
子会社	シスメックス アメリカ インク	米国 イリノイ州	千US\$ 22,000	検体検査機器及び検体検査試薬の販売	直接 100%	1	当社製品の販売等	当社製品等の販売	32,874	売掛金	4,186
								リース契約の債務保証	2,424	—	—
	シスメックス ヨーロッパ エス イー	ドイツ ノーベルシュタット 市	千EUR 120	検体検査機器の販売及び代理店サポート 検体検査試薬の製造及び販売	直接 100%	1	当社試薬製品の製造及び販売等	当社製品等の販売	30,061	売掛金	2,531
								資金の借入	875	短期借入金	6,703
								入札保証	452	—	—
	希森美康医用電子 (上海)有限公司	中国 上海市	千US\$ 1,000	検体検査機器及び検体検査試薬の販売	直接 100%	1	当社製品の販売等	当社製品等の販売	69,675	売掛金	17,585
								入札保証	416	—	—
	シスメックス RA㈱	長野県 塩尻市	百万円 70	検体検査機器の開発及び製造	直接 100%	—	当社機器製品の製造等	資金の貸付	2,380	短期貸付金	4,062

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任(人)	事業上の関係				
子会社	システムックス アジア パシ フィック ピ ーティーイー リミテッド	シンガポ ール	千SG\$ 11,500	検体検査機 器の販売及 び代理店サ ポート	直接 100%	1	当社製品等 の販売 当社試薬製 品の製造及 び販売等 資金の貸付	当社製品等 の販売	12,535	売掛金	5,889
										短期 貸付金	6,600
								8,700		長期 貸付金	2,100
	システムックス アイノスティ クス インク	米国 メリーラ ンド州	千US\$ 一	がん分野に おける血中 遺伝子診断 サービス	間接 100%	-	資金援助	資金の貸付	2,184	長期 貸付金	5,493
								貸倒引当金 繰入	2,463	貸倒 引当金	5,493
関連 会社	㈱メディカロ イド	神戸市 中央区	百万円 5,100	医療用ロボ ットのマ ーケティン グ、開発、 設計、製 造、販売、 アフターサ ービス	直接 50%	1	同社製品の 仕入等、債 務保証、増 資の引受	運転資金 借入の 債務保証	7,500	債務保証 損失 引当金	5,226

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品等の販売に係る取引価格及びロイヤリティの料率は、一般的取引条件を勘案して決定しております。
2. 貸付及び借入の金利は、市場金利を勘案し双方協議の上決定しております。
3. 資金の貸借の取引金額は、前事業年度末残高からの増減額を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	立花 健治	—	—	当社取締役 専務執行役員	(被所有) 直接 0.02%	—	新株予約権(ストック・オプション)の権利行使 (注2)	50	—	—
	吉田 智一	—	—	当社取締役 常務執行役員	(被所有) 直接 0.00%	—	新株予約権(ストック・オプション)の権利行使 (注2)	11	—	—
役員及び その近親者 が議決権の過半数を所有している 会社等	(株)ビジョンケア (注3)	神戸市中央区	20	網膜治療開発	—	研究開発の委託	委託開発料 (注4)	—	その他 流動資産	45
	(株)VC Cell Therapy (注5)	神戸市中央区	399	再生医療等に関する技術の研究及び開発	直接 3.03%	増資の引受	増資の引受 (注6)	199	投資有価 証券	199
						社債の引受	転換社債型新株予約権付社債の引受 (注7)	—	投資有価 証券	200
							利息の受取 (注7)	8	その他 流動資産	22

(注) 取引の条件及び取引条件の決定方針等

- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 2019年8月29日開催の取締役会決議により、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 当社役員高橋政代が議決権の100%を直接保有しております。
- 委託開発料については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 当社役員高橋政代が議決権の100%を直接保有しております(株)ビジョンケアが議決権の90.9%を直接所有している会社であります。
- 増資の引受は、(株)VC Cell Therapyが行った第三者割当増資を受けたものであります。なお、当該増資の引受は第三者の算定した評価額に基づき決定しております。
- 転換社債型新株予約権付社債の引受に関する基本契約書を締結し、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 事業の内容又は職業は、取引時点のものを記載しております。
- 議決権の所有(被所有)割合は、当事業年度末時点のものを記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	427円87銭
2. 1株当たり当期純利益	54円77銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	54円75銭

(注) 1. 当社は、株式付与ESOP信託を導入しており、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数を期中平均株式数から控除しております。

2. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。株式分割の概要については、「連結計算書類連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

シスメックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 賢重
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福岡 宏之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シスメックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、シスメックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

シスメックス株式会社
取締役会 御中

2024年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 賢重
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福岡 宏之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シスメックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

シスメックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 新 牧 智 夫
監査等委員 橋 本 和 正
監査等委員 岩 佐 道 秀

(注) 監査等委員橋本和正及び岩佐道秀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。